

神戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 利用対象者(第 6 条～10 条)
- 第 3 章 指定事業(第 11 条～第 16 条)
- 第 4 章 その他(第 17 条～第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、神戸市が行う介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号)及び地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

(総合事業の目的)

第 3 条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(総合事業の内容)

第 4 条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うことができる。

一 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する事業(以下「第 1 号事業」という。)のうち次に掲げる事業

ア 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(以下「第 1 号訪問事業」という。)として次に掲げる事業

- (1)介護予防訪問サービス
- (2)生活支援訪問サービス
- (3)住民主体訪問サービス

イ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(以下「第 1 号通所事業」という。))として次に掲げる事業

- (1) 介護予防通所サービス
- (2) 多彩プログラム型ミニデイサービス (こうべ彩アクティブ)
- (3) フレイル改善通所サービス

ウ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業(以下「第 1 号介護予防支援事業」という。))

エ 上記のほか、市長が必要と認める事業

二 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業(以下「一般介護予防事業」という。)(総合事業の実施方法)

第 5 条 次に掲げる事業(以下「指定事業」という。))は、法第 115 条の 45 の 5 に基づいて市長が指定する者(以下「指定事業者」という。))により実施する。

- 一 介護予防訪問サービス
- 二 生活支援訪問サービス
- 三 介護予防通所サービス

2 次に掲げる事業は、法第 115 条の 47 第 4 項に基づき適切に事業が実施できると認められる者(事業対象者(省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。))に対して行う第 1 号介護予防支援事業にあつては、法第 115 条の 47 第 1 項の厚生労働省令で定める者)に委託して実施することができる。

- 一 多彩プログラム型ミニデイサービス (こうべ彩アクティブ)
- 二 フレイル改善通所サービス
- 三 第 1 号介護予防支援事業
- 四 一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(地域拠点型)
- 五 一般介護予防事業のうち、介護予防普及啓発事業(フレイル予防支援事業)
- 六 一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(K O B E シニア元気ポイント事業)

3 次に掲げる事業は、地域支援事業実施要綱に基づき補助事業として実施することができる。

- 一 住民主体訪問サービス
- 二 一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(つどいの場支援事業)

第 2 章 利用対象者

(第 1 号事業の利用対象者)

第 6 条 第 4 条第 1 号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者(以下「居宅要支援被保険者等」という。))とする。

- 一 省令第 140 条の 62 の 4 第 1 号に規定する居宅要支援被保険者

二 事業対象者

三 省令第 140 条の 62 の 4 第 3 号に規定する居宅要介護被保険者。ただし、第 4 条第 1 号ア（3）に掲げる事業に限る。

（第 1 号介護予防支援に係る届出）

第 7 条 第 1 号介護予防支援事業を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該第 1 号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届出なければならない。

2 前項の届出書は、居宅要支援被保険者等は介護予防サービス計画作成依頼届出書とし、事業対象者は介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書とする。なお、事業対象者に限り、届出書に基本チェックリストを添付して届出ることとする。

（事業対象者に係る第 1 号事業の利用）

第 8 条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第 1 号事業を利用することができる。

2 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第 1 号事業を利用できるものとする。

3 前項の規定により第 1 号事業を利用しようとするものについては、認定有効期間が 60 日を超えて存在している場合には基本チェックリストは実施できないものとする。

（事業対象者の有効期間）

第 9 条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から 2 年間とする。ただし、介護保険料を滞納している者については当該有効期間を 1 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあつては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

3 前条第 2 項の規定が適用される事業対象者の有効期間は、第 1 項の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「認定有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

（事業対象者の有効期間の更新）

第 10 条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の 60 日前から当該有効期間が終了するまでの間に、再度、基本チェックリストを実施し、事業対象者の判定を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の更新を行った場合の事業対象者の有効期間は、前条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

第3章 指定事業

(指定事業に要する費用の額)

第11条 指定事業に要する費用の額は、別に定めるところによるものとする。

(指定事業に要する費用の支給)

第12条 市長は、前条の規定により算定された指定事業に要する費用の額(その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定事業の利用者が第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である場合(次項に規定する場合を除く。)において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 指定事業の利用者が第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(指定事業に係る費用の支給限度額)

第13条 前条の規定により支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者等が指定事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用するときは、指定事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(第1号事業支給費の額の特例)

第14条 市長は、災害その他特別な事情があることにより、居宅要支援被保険者等が必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、神戸市介護保険条例施行規則第22条の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者等は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第15条 市長は、地域支援事業実施要綱別記1 2(12)ア(ア)の例により、高額介護予防サ

ービス費相当事業を行うものとする。

- 2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業の支給要件，支給額その他支給に関して必要な事項は，法第 61 条に定める規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第 16 条 市長は，地域支援事業実施要綱別記 1 2 (12)イ(ア)の例により，高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

- 2 前項に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件，支給額その他支給に関して必要な事項は，法第 61 条の 2 に定める規定を準用する。

第 4 章 その他

(指導及び監査)

第 17 条 市長は，総合事業の適切かつ有効な実施のため，総合事業を実施する者に対して，指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか，総合事業の実施に関し必要な事項は，福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし，この要綱の実施について必要な準備行為は，要綱の施行日前においてもすることができる。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日において居宅要支援被保険者等である者は，本人の希望により当該認定有効期間満了日前に第 1 号事業を受けようとする場合を除き，当該認定有効期間満了日の翌日から第 1 号事業の利用対象者とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 12 条第 3 項は同年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は，令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。